平成２４年（フ）第１２９１号
福岡市南区井尻５丁目７番22号
債務者　山内　清和
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０６号
福岡市中央区大手門３丁目６番16―102号
債務者　鬼塚　雅明
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３２５号
福岡県朝倉郡筑前町新町112番地　新町団地Ｂ棟114号
債務者　楠田　弘繁
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４７号
福岡市西区上山門１丁目６番18号
債務者　大津　末子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３２号
福岡市西区今宿東２丁目13番５号
債務者　田中　時彦
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４５０号
福岡市東区和白丘１丁目６番３―301号
債務者　沖島　住江
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４５９号
福岡県筑紫野市紫２丁目７番７―206号
債務者　有働　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６９号
福岡市東区松田３丁目20番10号
債務者　野中　信男
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５０２号
福岡県糸島市志摩御床2252番地
債務者　松尾　敏彦
1　決定年月日時　平成24年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０８号
大分市向原東２丁目６番８号　グランツハイラント201、従前の住所北九州市小倉南区葛原東５丁目８番30―203号
債務者　渡邉　美穂
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４６号
函館市上新川町19番14号
債務者　秋山　修二
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６５号
山形市肴町６番48号　シティハイツフジタ201号
債務者　今野　健一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
山形市江俣２丁目３番27号
債務者　遠藤　修一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
山形市元木３丁目５番５―103号
債務者　佐藤　一吉
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３号
山形市桧町２丁目１番30―503号　北部アパートＤ
債務者　柏井　広志
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
山形市桧町２丁目１番30―503号　北部アパートＤ
債務者　柏井　順子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５号
山形市吉原２丁目３番３号　プルミエラムールＣ棟101号
債務者　伊藤　秀一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１４号
山形市小白川町５丁目19番10―905号　市営松原アパート
債務者　早坂　　梓
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所民事部